

中國史學會  
中國史學 第22卷 抜刷  
2012年10月25日 發行

## 清朝と舊明領國際關係 (1644-1840)

豊岡 康史

# 清朝と舊明領國際關係 (1644-1840)

豊岡 康史

## はじめに

1990年代まで明清期の國際關係は、「朝貢システム (Tributary System)<sup>(1)</sup>」によって概括されてきたが<sup>(2)</sup>、近年では明清間の變化を念頭に、明代の「朝貢一元體制<sup>(3)</sup>」、清代の「互市<sup>(4)</sup>」などの要素についての分析が試みられている。これら中國王朝側の交易管理體制を中心とした議論により、清代と明代の對外交易管理體制が全く異質なものであったことが明らかになったが<sup>(5)</sup>、一方、舊明領における政治的な對外關係についての、清朝皇帝は朝貢・冊封體制の中心に位置する明朝を繼承したいわゆる「中華皇帝」であり、清朝自身もおおむねそのような意識のもとに行動したという認識<sup>(6)</sup>は更新されていない。

清朝自身はむしろ「大義覺迷錄」に言及される通り、元朝を模範としていたのだが<sup>(7)</sup>、確かに明代同様、周邊の國々から朝貢を受け、冊封を行い、よく似た漢文の語彙や作法を用いた。清朝は、1644年、明朝の自壊に乗じて北京に入ったのち、三藩の亂鎮壓までの40年近くをかけて舊明領のすべてを接收し、同時に舊明領をめぐる國際關係も回収した。境界も明清間でおおむね變動がない。朝鮮との間で朝貢冊封關係を築いていた清朝は、入關當初から明朝の國際關係をそのまま踏襲し、舊明領周邊諸國に對し明朝同様の形式を用いるつもりであったのだろう。しかし、明朝同様の形式を踏襲することと、実際にいかなる對外的な態度をとるのかは、自ら異なる次元の問題である。では、清朝は、いかなる政策基調によって舊明領の對外關係を運用していたのだろうか。

本稿では上記の問題意識を軸に、清朝の舊明領における國際關係についての政策基調を時系列に沿って、以下の三節にわけて概観する。第一に、入關から三藩の亂鎮壓までの、明朝の國際關係を回収・更新してゆく過程をとりあげ、清朝が明朝から何を繼承したのかを検討する。第二に、1680年代の海關設置以降の對外關係を取り上げ、清朝の舊明領における對外政策基調がいかなるものであったのかを検討する。第三に、明代以來の領域内の他者であるマカオ (Macau) への態度を検討し、19世紀中葉以降の變動の淵源となる西洋諸國への對應について概観する。

本稿は新出史料を用いて新たな事実の實證を行うものではない。むしろ、當事者雙方の史料を驅使して蓄積されてきた清朝と特定の勢力との二國間關係を中心とする重厚な先行研究の成果を利用して、舊明領における清朝の對外政策を、入關からアヘン戦争 (the First Opium War) をはじめとする道光年間以降の國際環境變容までの實際の具體的な對應を通時的に分析するなかから明らかにしようとするものである。同時に、近年、進展著しい清朝の北部・西部における統治・對外關係についての研究成果と比較可能なかたちで舊明領における清朝の對外政策を提示しようと試みるものでもある<sup>(8)</sup>。

## 第一節 明清交替と舊明領國際關係

### (1) 明代朝貢册封關係の繼承

清朝が舊明領における國際關係と接觸したのは、1647年の福州占領時、南明隆武政權への安南・琉球の朝貢使節を拘束した時のことである。この時、清朝は、彼らは「代々中國へ仕え、朝貢を行ってきた…明から與えられた封誥印敕を提出し、使節を北京まで送れば、依然と同じように册封を行う（「世世臣事中國、遣使朝貢…可將古明所給封誥印敕、遣使賚送來京、朕意照舊封賜<sup>(9)</sup>。」）」として、従前の國際關係を、そのまま踏襲する意志を示した。明清期の主要朝貢册封國をみると、清朝が最終的に明末の國際關係をおおむね繼承したことを確認できる。しかし、實際に清朝が踏襲の意志を示してから清朝皇帝によって朝貢國王の册封が行われるまでには、それなりの時間を経ており、清朝は明領域接收と同時にそのまま舊明領の國際關係を接收したとは言い難い。では、周邊諸國はどのような過程を経て清朝に朝貢し、册封されたのだろうか。以下、琉球、安南、暹羅の事例を確認しよう。

表1 明清東南主要朝貢國<sup>(10)</sup>

國名	明への入貢開始年	明への最終入貢年	清への入貢開始年	清による册封年
朝鮮	洪武二年(1369)	崇禎九年(1635)	崇德二年(1637)	崇德二年(1637)
琉球	洪武五年(1372)	南明隆武元年(1646)	順治八年(1651)	順治十一年(1654)
安南	洪武二年(1369)	南明隆武元年(1646)	順治十八年(1661)	康熙六年(1667)
占城	洪武二年(1369)	嘉靖二十二年(1543)		
暹羅	洪武四年(1371)	崇禎十六年(1643)	順治十年(1653)	康熙十二年(1673)
日本	洪武七年(1374)	嘉靖二十八年(1549)		
爪哇	洪武五年(1372)	弘治十二年(1499)		
眞臘	洪武四年(1371)	弘治十二年(1499)		
三佛齊	洪武四年(1371)	洪武十年(1377)		
渤泥	洪武四年(1371)	洪熙元年(1425)		
蘇門答刺	永樂三年(1405)	成化二十二年(1486)		
滿刺加	永樂三年(1405)	正德十六年(1521)		

呂宋	洪武五年(1372)			
蘇祿	永樂十五年(1407)	永樂二十一年(1413)	雍正四年(1726)	
南掌			雍正八年(1730)	乾隆六十年(1795)
緬甸			乾隆十六年(1751)	乾隆五十五年(1790)
荷蘭國			順治十年(1653)	
博爾都嘉利亞國			康熙六年(1667)	
意達利亞國			雍正三年(1725)	
英吉利國			乾隆五十八年(1793)	

## 1. 琉球

琉球使節は、清朝軍の福州占領時、拘束され、北京へ連行された。その後、たびたび清朝への朝貢を求められたが、琉球王朝側は南明政権との関係を維持しており、琉球王朝が朝貢の対象として清朝を選択するのは1649年の招諭使の渡來時である。1654年には琉球からの明代の王印返還を受けて、琉球國王の冊封が決定されているが、三藩の亂に際しても琉球は清朝と靖南王耿精忠の両者と連絡を保持するなど、多方面外交を行っていた。結局、琉球と清朝の関係が安定するのは1680年代のことであった<sup>(11)</sup>。

明清交代において、琉球側は清朝を直接的脅威として認識し、清朝が朝貢國琉球に辮髮清服を強制するなど強い影響力を行使すると考えていた。明朝は朝貢國の王に對し、國王印とともに明服を下賜し、服裝を明風にすることを求めており、清朝が同様に琉球に清風の風俗を要求する可能性は、明代の朝貢冊封の論理からいえば十分にありえた。そのため、薩摩藩と江戸幕府は議論の末、清朝が琉球に對し辮髮を強制した場合、琉球を従わせることにしていたが<sup>(12)</sup>、結局のところ、清朝側の要求は規定通りに朝貢を行うことのみで、琉球への介入は、日本との関係も含め、全く行われなかった<sup>(13)</sup>。

## 2. 安南

安南黎朝・廣南阮氏・高平莫氏の三つの王権が存在していた安南では事情は複雑であった。1647年、安南黎朝は清朝からの朝貢要求を無視し、南明永曆政権から冊封を受けた<sup>(14)</sup>。1541年に明朝から安南都統使に封じられていた莫氏も南明永曆政権との関係を續けている。永曆政権が緬甸國境附近へ移動し、清朝と安南北部が領域を接するようになる1659年年末までは安南北部の諸王権と清朝の直接交渉は行われなかった<sup>(15)</sup>。1659年、永曆政権が弱體化すると、高平莫氏は廣西に侵入したが、廣西を接收した清軍に撃退される。この「謝罪」のために莫氏は遣使を行い、明朝同様自らを「安南都統使」として認めるよう求めた。清朝がこれを認めると、安南黎朝も清朝への接近を開始し、1660年の永曆政権滅亡後、清朝に入貢した。1663年には北京に使節を派遣し、さらに清朝側の要請に従って永曆年號の入った印敕を清朝へ提出し、冊封を求めた。『大越史記』では、1644年以降、清朝と南明政権の年號を併記していたが、

1668年から康熙年號に統一した。これは、前年に清朝から安南國王として冊封を受けたことに對應したものであろう<sup>(16)</sup>。安南黎朝は、清朝からの冊封を受けた直後、莫氏政權を攻撃する。莫氏からの救援要請を受けた清朝は安南黎朝に對し、攻撃前に清朝に事前通告を行わなかったことを詰責し、莫氏の領土を返還することを安南に要求した<sup>(17)</sup>。清朝側では黎朝・莫氏兩者の併存を前提としていたのである。

1677年、清朝は安南黎朝に、吳三桂挾撃を要請する。これに對し黎朝は、莫氏が吳三桂と結んで清朝に敵對したと稱して、ふたたび莫氏を攻撃した。莫氏政權は壊滅し、高平都統使莫元清は清朝廣西當局へ保護を求めた。この時は清朝は莫氏一族を安南黎朝に送還し安南情勢の現状を追認した。以降、安南における清朝公認の王權は黎朝のみとなった。

廣南阮氏は、清朝と直接領域を接することはなかったが、1669年以降、たびたび廣南國と稱して海路廣州より清朝へ入貢した。その際、國王として冊封するよう主張したが、清朝側はこれを却下し、廣東において交易が行われるのみとなった<sup>(18)</sup>。以降、安南と清朝の關係は安定し、黎氏の滅亡まで大きな問題は發生しない。

### 3. 暹羅

清朝の鄭氏臺灣との戦鬪の繼續と、海禁政策により、暹羅と舊明領の民間交易はほぼ途絶したが、清朝は暹羅との交易を朝貢使節の附帶貿易に限定して認め、暹羅側でもこれを承諾して使節を送った。1652年、暹羅の清朝への最初の使節が廣東へ到着したが、暹羅からすれば、中國側の王朝が變わっただけで、以前どおりの貿易條件の適用を求めることがこの年の使節の役割であった<sup>(19)</sup>。

この間、交易の擴大について暹羅・尙可喜・清朝中樞の間で交渉が行われたが、明代の王印返還や、冊封が問題になった形跡はない。禮部はしばしば暹羅使節の持参した貢物が規定に不足していることに言及したが<sup>(20)</sup>、康熙帝はとくに問題視せず、康熙十二年、アユタヤ (Ayutthaya) のナーラーイ王 (Somdet Phra Narai) を暹羅國王に冊封する<sup>(21)</sup>。

このように清朝の舊明朝貢國への態度は、清朝に朝貢を行い、明代の王印を返還すれば、その時の國際環境を追認することを基調とするもので、介入はほとんど行われなかった。朝貢・冊封によって關係が安定するという経過を含め、朝貢國側の當事者も、清朝との關係は明代のものを踏襲していると認識していたと思われる。しかし、東南沿海において、明代と清代のあいだで決定的に國際關係上の位置が異なる地域が存在する。臺灣である。

#### (2) 明清交替と臺灣

明朝は臺灣本島に影響力を及ぼしていなかった。明末、澎湖諸島が海賊の巢窟となり、その後、1622年ごろからオランダ (Republiek der Verenigde Nederlanden) が澎湖を起點に福建商人と交易を行うようになると、明朝は澎湖諸島を海防上の重要

地點と考へ、1624年、澎湖からの撤退を求めて武力行使のかまえを見せた。このためオランダは據點を臺灣へ移し、明朝も臺灣におけるオランダの據點建設を問題視しなかった<sup>(22)</sup>。その後、明朝は崩壊し、福建沿海では鄭成功政権と清朝の抗争が續く。この時、オランダの臺灣當局と鄭成功政権の關係は良好であったが、南京攻略失敗などから鄭成功政権が臺灣での據點確立を目指して動き出すと、オランダとの關係は惡化した。1661年に鄭成功は臺灣南部のゼーランディア城 (Fort Zeelandia) を陥落させ、オランダを排除したうえで臺灣經營を開始した<sup>(23)</sup>。

鄭氏政権は臺灣開發を進める一方、清朝との間で戦鬪と並行して和平交渉を行った。この間の兩者の主張は、大枠以下のようなものである。まず、清朝は鄭氏政権中樞以下、すべての臺灣の漢人男性は「中國人」であることから「薙髮 (髪を剃りおとすこと)」して辮髮にすることを求めた。清朝は屬人的な要素から臺灣は清朝の影響下にあるとしていたのである。一方、鄭氏側では、「東寧 (臺灣)」は彼らが新規に開拓した土地であり、「版圖之中」ではないことから、「朝鮮事例」に準じて「朝貢」を行うことを主張した<sup>(24)</sup>。鄭經は「日本・琉球・呂宋・廣南も服屬していない」ことを強調し、清朝への「服屬」を拒否していた<sup>(25)</sup>。兩者の間で妥協は見られず、結局、清朝による臺灣武力占領によって、1683年、鄭氏政権は降伏し、鄭克塽は「削髮」して北京へ送られた。

よく知られるように、鄭氏降伏直後、清朝内部にも臺灣放棄論が存在した。明代の臺灣は一貫して明領の外部、すなわち「版圖」の外にあったし、さらにその占領・經營に關わる費用は大陸側で負擔する必要がある、というのが放棄論の根據であった<sup>(26)</sup>。一方で、福建・廣東から移民した臺灣の漢人住民の歸屬は看過しえない問題であった。彼らを海外の華人同様、「化外」として放置することもできた<sup>(27)</sup>。しかし福建に近い臺灣を放棄すると臺灣自體が「賊巢」となる懸念もあった<sup>(28)</sup>。臺灣の歸屬は、明代の國際關係をそのまま踏襲しては解決できない問題であったが、最終的に屬人支配の論理と安全保障上の要因、臺灣經濟の發展可能性を理由に、一府三縣の設置と漢人男性に對する辮髮の強制が決定された<sup>(29)</sup>。

### (3) 明清交代による中國東南沿海國際秩序の變化

臺灣を版圖に含んだことを除けば、清朝は明朝の東南沿海國際秩序を結果的に踏襲した。しかし、清朝は、自ら明朝のものを踏襲するとは明言していないし、管見の限り、内閣をはじめとする明代の制度を踏襲するときに用いられる「照故明例」に類する表現を、國際關係においては用いていない。また、明代の冊封國に對しては明朝から賜與された王印の返還を求めているように、清朝は明朝の國際關係を更新する姿勢を示している<sup>(30)</sup>。

さらに注目すべきは清朝の朝貢冊封關係が、明代の延長ではなく、1637年以來の朝鮮と清朝の關係 (「朝鮮事例」) をモデル (model) として展開されたことである。清朝は浙江・福建の接收に伴い、琉球・安南・暹羅・日本などが朝貢を希望した場合

「朝鮮同様に優待する」としていた<sup>(31)</sup>。前述のとおり鄭氏臺灣もまた「朝鮮事例」による取り扱いを要求しており、清朝が明朝の國際關係を回収するに当たり、「朝鮮事例」を清朝との國際關係の基準として採用することが共通認識として存在したと考えられる。では、「朝鮮事例」とは具體的にいかなる扱いなのかが問題となるのだが、鄭氏の主張とそれを受けた康熙帝の上諭によれば<sup>(32)</sup>、おそらく「薙髮＝辮髮をせずに（＝服制を共有せずに）、朝貢すること」であろう。この点において、明朝の朝貢冊封關係との相違が明らかである。

明代の朝貢冊封關係確立の際、冊封した王には冠服が授與された。それ故に、清朝が琉球に対して進貢をもとめた際に、琉球および薩摩藩・徳川幕府は辮髮強制への對應を議論したのである。しかし、清朝の提示した朝貢冊封關係に、服制の共有は含意されていなかった。むしろ、服制は清朝領域の内外を分かつ重要な指標となったのである。

鄭氏臺灣の降伏条件のひとつとして重視されたのは薙髮であった。それは、清朝にとって、朝鮮は「從來所有之外國<sup>(33)</sup>」であったが、鄭氏臺灣の政權中樞及び臺灣開發に携わる人々が福建・廣東出身の「中國之人」である以上、歸順し、薙髮することが當然とされた。臺灣は地理的には「版圖之外」にあるという認識は、清朝側にも共有されていたが、屬人主義的な觀點から、臺灣と朝鮮は同列に論じることができないものであった<sup>(34)</sup>。このような「中國之人」＝辮髮＝清朝領域という認識は、結果的に清朝領域の内外を辮髮という屬人支配的論理によって明確に分かつこととなる。嘉慶初年、海賊問題が発生した際、その海賊の一部が總髮であったことから、彼らは外國（ここでは安南）から來たものであると認識されるなど<sup>(35)</sup>、清代中期においては辮髮の有無が、内外を分ける重要な指標となっていた<sup>(36)</sup>。このことは、1681年以降の海關設置が、内外を分かつない經濟論理によっていたこと<sup>(37)</sup>と對照的であるといえよう。清朝は明朝から支配領域を引き繼いだときに、その領域を所與のものとし、同時に屬人支配論理により明代以上に、その境界を明確なものとしたのである。

## 第二節 「沈黙外交」と「十全武功」のあいだ

三藩の亂の鎮壓と鄭氏臺灣の降伏により、清朝は東南沿海における安全保障上の問題をほぼ解決し、明代以上に境界を鞏固なものとした。同時に海關を設置し、朝貢附帯貿易の免税手続きを除き、徵稅以外の貿易への介入すら行わなくなったことはよく知られている。では、この間、舊明領に關係する海外側の事情にどのように對應したのだろうか。ここでは、介入した場合と介入しなかった場合の事例を取り上げる。

### (1) 介入を行わない場合：「沈黙外交」

#### 1. 日本

日本との交易は、18世紀初頭においても長崎を通じて一貫して續いていた。1715年、

日本側では銅の輸出制限を目的として、新井白石主導で「信牌」の発行による貿易船の來航制限が課された。いわゆる「正徳新例」である。この時、清朝浙江當局は、華人商人が日本の年號の入った公式文書を受領することの可否を康熙帝に尋ねたが、結果として、康熙帝は、この信牌は公式な文書ではないとして、その受領を問題としない。そこに至るまでの過程を岩井茂樹は「沈黙外交」と稱して以下の様に分析している<sup>(38)</sup>。

清朝はある程度貿易制限が行われても、信牌問題で貿易を途絶する氣はなかったし、日本側でも清朝と書類上の問題で紛糾するつもりはなかった。両者の利害は合致したが、この時、両者の官憲は相手に對して直接の主張を行うことは全くなかった。すべて商人と通事が現地それぞれの利害に基づいて交渉を行ったのであり、公的には沈黙が貫かれていたのである。

## 2. オランダ領東インド (Nederlands-Indië)

南洋貿易にもまた、1680年代初頭の高關設置以降、清朝政府による介入や厳格な管理はなされなかった。1717年の南洋海禁により、海外渡航が禁止されることはあったが、そもそも南洋海禁の意圖は對ジュンガル (Dzungar) 戦争の豫防措置にあり<sup>(39)</sup>、必ずしも厳格な貿易管理を目的としていたわけではない。實際に、南洋海禁は福建廣東の經濟活動の大きな障害とはならず、10年ほどで解除されてしまう<sup>(40)</sup>。

一方、貿易の對手國側には、清朝の介入の可能性を高めるような事件がいくつか發生した。たとえば1740年に發生したジャワ (Java) の華人虐殺事件である<sup>(41)</sup>。事件の發生が清朝の政策擔當者間で知られたのは、署福建總督策楞の貿易停止の提案によってであった。これに對し、兩廣總督慶復は、相手側の態度の改善と廣東における經濟的利害をもとに、貿易の繼續を主張した<sup>(42)</sup>。乾隆帝は、この上奏を受け入れ、貿易の繼續を認めた。この時も清朝は、華人商人の齎す情報をもとに對應を行っており、オランダ側と折衝を行っていない。

## 3. 暹羅・蘇祿

暹羅においても、清朝の介入を呼び込む要素が全くなかったわけではない。清初以來、「進貢 (Chim kong)」を行っていたアユタヤ朝は1767年のビルマ軍の侵入により壊滅した<sup>(43)</sup>。その混亂を收拾したのはアユタヤ朝の武將ターク・シン (Taksin) であったが、1768年に彼が清朝に冊封を求めた際、康熙帝は、ターク・シンの冊封申請を「先王の係累を探さず、自ら即位するとは僭越である」と問題視した<sup>(44)</sup>。その後、「安南同様、易姓は珍しくない」としてターク・シンを「國長」に認めたが、結局、冊封は行われなかった<sup>(45)</sup>。1782年にターク・シンを處刑して即位したラーマー一世 (Rama I) が冊封を申請した際には、彼をターク・シンの「息子」として特に問題視せず冊封を認めている<sup>(46)</sup>。この一連の交渉も、すべて暹羅の王權が派遣した華人商人の手で行われ、王權同士の直接交渉は行われていない。

東南アジア島嶼部 (Maritime Southeast Asia) 唯一の朝貢國である蘇祿 (The Sulu Sultanate) においてはむしろ積極的に清朝の介入が要請された。蘇祿王國は、スペインのマニラ政廳と長らく抗争を續けており、清朝の版圖に入ることを求めてすらいる<sup>(47)</sup>。この要請を清朝は無視したが、やはりこの時の交渉も、蘇祿で活動する華人商人の手で行われた。

結局のところ、清朝は海を挟んだ、日本以南のすべての王權に對し、仲介する華人商人の説明をそのまま受け入れ、介入について深く議論しなかった。續いて、実際に介入が行われた事例を見よう。

## (2) 介入を行った場合：「十全武功」

清代における東南境界への派兵は乾隆年間に行われた。それらの派兵は、乾熙帝自身によって「十全武功」に含まれている。「十全武功」のうち、1755年からのジュンガル遠征は成功をおさめ、西北における清朝の安全保障は確固たるものとなったが、一方、東南における緬甸派兵と安南派兵は、戦闘終了後に相手國からの朝貢があったが、実際には敗北であったとされる。では、これらの武力行使はいかなる論理のもとに行われたのだろうか。

### 1. 緬甸 (ビルマ Burma)

1660年、南明政權の永曆帝を清朝に突き出したのは、タウングー (Taungoo) 朝ビルマであったが、その後、タウングー朝と清朝との交渉は行われなかった。18世紀にはいり、雲南茂隆で銀の發掘が始まり、雲南・江西・湖廣・貴州などから漢人が流入すると、境界域のビルマ系土司との關係が問題となった<sup>(48)</sup>。清朝雲南當局は1750年代以降、ビルマ系土司がたびたび雲南領域内で略奪を行うことを問題視していた。さらにその後成立したコンバウン (Konbaung) 朝による境界域における勢力擴大を懸念し、清朝は1765年から計四回の派兵を行った。戦局はビルマ側の有利に進み、1768年には雲貴總督明瑞が戦闘に敗れ、自殺した。翌年、傅恒・阿桂らが派遣されるが、敗北し、傅恒らはビルマ側と停戦協定を結んだ。1776年、南掌・暹羅などが清朝に朝貢したことを受け、コンバウン朝は清朝に國交改善交渉をもちかけたが、決裂した。1787年、コンバウン朝ボードーパヤー (Bodawpaya) 王は1768年の戦闘の際に捉えた清朝官員を送還し、さらに朝貢使節を派遣した。乾熙帝はビルマ側からの使節派遣を受け入れ、1790年、ボードーパヤー王を緬甸國王に册封し、紛争は終結した<sup>(49)</sup>。

當初、ビルマへの派兵は雲南・ビルマ國境附近の安定を目的としたものであったが、ビルマ内部での混亂が収まると、1767年までには國境附近の土司による略奪は行われなくなり、交易がおこなわれるようになっていた。それでも清朝側の要請を無視したとして雲貴總督楊應琚が1767年に派兵を「問罪之師」としたことが戦役長期化の理由であった<sup>(50)</sup>。「天朝」の「問罪之師」には相手方の謝罪なくして矛を収める理由がなかったのである。

## 2. 安南

もう一つ、清朝が実際に派兵した事例として、1793年の安南派兵があげられる。そもその発端は1773年、阮文岳・阮文惠・阮文呂の西山阮氏兄弟が廣南阮氏に對して起こした武装蜂起（西山黨反亂）である。西山阮氏の勢力は急速に擴大し、1776年には廣南阮氏を滅ぼした。さらに1786年にはハノイ（Hà Nội）を占領し、安南黎朝の權臣鄭氏一族を滅ぼす。その混亂のなか安南王室關係者60名が廣西鎮南關へ逃亡した。

これを受けて、1787年、兩廣總督孫士毅は、「百數十年朝貢を行ってきた國の滅亡は、天朝の體統に關わる重大事であり、派兵は避けられない（百幾十年來朝貢之國、忽焉漸滅、實與我天朝體統攸關、不得不調集官兵伐暴討罪。）」と即時派兵を主張する<sup>(51)</sup>。乾隆帝はこれに對し明確な反對を示さなかった。孫士毅は、11月、安南領内に入り、その月のうちにハノイに入城し、黎維祁を正式な安南國王に冊封した。

1788年1月、ハノイに現れた阮文惠軍は、孫士毅率いる清朝軍を散々に撃破した。孫士毅と黎維祁は鎮南關に退却し、事後處理は福康安が擔當した。福康安と乾隆帝の方針は、阮文惠との戦鬪は繼續できないため講和を行うが、少なくとも數回は阮文惠側の遣使を拒絶し、「天朝體面」を保つ、というものであった。阮文惠側でも阮文岳との不和を抱えていることから、この方針に沿って複数回遣使を行った。阮文惠の「乞降」と安南國王冊封が認められたのは1789年3月のことであった。この時、阮文惠本人が翌年に迫った乾隆帝の八旬萬壽にあわせて北京を訪れることが決まった<sup>(52)</sup>。同年、黎維祁一族は辮髮にしたうえで、八旗安南ニル（niru）に編入されることとなった<sup>(53)</sup>。

この1788年の安南政局への武力介入においては、「聲罪征討」すなわち、清朝が設定する朝貢冊封關係の當爲からの逸脱が、武力行使の理由とされた<sup>(54)</sup>。結果は對ビルマ戦争同様、大敗北を喫したにも関わらず、對安南戦争は速やかに終結した。これは安南阮文惠側が清朝側の要求する「天朝體面」に合致した行動をとることを承認したためであろう。

### (3) 「沈黙外交」と「十全武功」のあいだ

ここまでに見たように、清朝の對外政策は、直接的な關係を持つとしない「沈黙外交」と「問罪」を目的とする武力行使を含む直接的な交渉を行う場合とがあったことが確認できる。このうち、武力行使が實行されたのは、乾隆後半期のみであったことから、清代全體をみるならば舊明領においては非介入が基調であったと言える。

安南政策は、1787年に廣東當局が介入を強く主張したときに乾隆帝が明確な反對を行わず派兵に至った以外は、地方當局の介入姿勢を清朝中樞が抑制して介入が回避されることが多い。たとえば、1724年の雲南鹽馱道李衛の上奏に端を發する雲南省開化府南端の領土問題においては、李衛や雲貴總督鄂爾泰、兩廣總督孔毓珣は派兵も辭さない強い態度で臨むべきとした<sup>(55)</sup>のに對し、雍正帝は「安南國王が恭順であれば問題ない」として、問題となった土地を安南に「賞賜」している<sup>(56)</sup>。1799年に安南

(西山) 阮朝と抗争していた農耐阮氏の部下阮進定が廣東に漂着した際、兩廣總督吉慶は、これを「忠義」であるとして丁重に送還しようとしたのに対し、嘉慶帝は一方への特別な對應は介入要請を招く可能性があるとして吉慶を牽制している。さらに、嘉慶帝は翌年以降、安南阮朝が滅亡しようとしたときにも、介入は行わないことを強調している<sup>(57)</sup>。

さらに、ビルマ・安南へ派兵した場合においても清朝當局は境界線の再設定に言及しなかったことにも注意しておきたい。清朝の國際關係運用においては、明末の國際環境は所與の條件であり、變更を加えるべきものではなかった。

境界を接していても武力行使の回避と國際關係秩序の現状維持が第一の選擇肢であれば、海外への介入が行われぬのは當然ともいえる。「沈黙外交」が行われていた日本、ジャワ、暹羅、スールーあるいは目立った介入を行わなかった琉球などはすべて海を隔てた地域であり、清朝領域に直接関係しえない海外事情を、清朝が重視する契機は存在しなかった。むしろ不用意に「天朝體面」との関係に言及してしまうと、何らかの形で介入が必要となり、安定している國際關係秩序を自ら混亂させかねない。すなわち「沈黙」することで、「天朝體面」と國際環境の維持の両方が維持可能になったのである。

以上の態度は、岩井茂樹が示唆するように「天朝體制」という語で説明できよう<sup>(58)</sup>。「沈黙外交」であれ、武力行使であれ、そこに貫徹されるのは舊明領における「天朝としての清」という論理であり、一方で舊明領内部において「天朝」としての體面に合致さえすれば、武力介入も「沈黙外交」も可能であった。特に「天朝」としての自畫像が強烈に意識された乾隆後半以降<sup>(59)</sup>においては、武力介入に積極的な姿勢をとる必要があった。『御製十全記』における「中國を守るものは、武を偃せ、文を修めるなどと自らの弱さを示すようなことを口にしてはならない。(「守中國<sup>(60)</sup>者、不可徒言偃武修文以自示弱也。)」という表現や、乾隆三十年代以降増加する「聲罪致討(罪を鳴らして討伐する)」という表現にみられるように、「天朝」は少なくとも表面的には常に武力行使の準備がなければならなかった<sup>(61)</sup>。この「天朝」意識が生んだのが武力行使を稱揚する「十全武功」、あるいは魏源『聖武記』などの言説であった<sup>(62)</sup>。乾隆後半期には、この意識のために地方當局の介入姿勢を抑制できなかった事例も存在はしたが、ほとんどの場合、對外政策は清朝中樞が主導した非介入を基調とした。清朝の自畫像(あるいは清朝みずから定めるあるべき姿)がどのようなものであれ、それと實際の對外政策は別箇のものであると考えるべきであろう。

### 第三節 西洋諸國との關係

#### (1) マカオの明清交替

最後に明代から繼承した“他者”であるマカオと西洋諸國への態度について検討しておこう。1640年代から40年續く中國における明清交替は、中國貿易に利害を有する

西洋諸國においても重大事であった。特に明清交替に関わったのはマカオとオランダである。オランダは、マカオ占領に失敗した後、臺灣を據點に貿易をつづけ、正式な貿易の認可を狙って、1656年からたびたび使節を派遣するようになった<sup>(63)</sup>。前述のとおり、1662年のゼーランディア城陥落後は清朝と協同して鄭氏の據點廈門を攻撃するなど、協力関係の強化も念頭に置いていたが、鄭氏降伏後、オランダをめぐる貿易条件の改善はなされなかった。

さらに明清交替に翻弄されたのがマカオである。現在のマカオ半島に当たる蠓鏡に市舶司が置かれた1535年以來、明朝滅亡まで100年あまり、マカオは中國・日本貿易の重要な結節点となっていた。1644年の清朝北京占領後、南明政權は、マカオにおける各種制限を解除し、マカオ政廳へ接近する<sup>(64)</sup>。マカオはこれに應じて、永曆政權へ300名の援軍を派遣するが<sup>(65)</sup>、1646年年末までに南明永曆政權は桂林へ退却した。その後、1649年初頭からマカオ政廳の永曆帝への援助は中斷し<sup>(66)</sup>、1650年11月、廣州城が清朝によって占領されると<sup>(67)</sup>、翌年1月、マカオ政廳は廣州へ使者を送り、清朝への歸順を表明した<sup>(68)</sup>。

1655年、清朝は鄭氏對策の一環として海禁を開始した。當初、海禁は嚴密なものではなかったが、1662年5月、清朝廣東當局はマカオも海禁の對象として封鎖を行った。マカオ政廳は、平南王尙可喜と交渉し、海上交易と食糧購入を默認させ、さらに北京の宣教師を通じて海禁解除を要請したが、清朝廣東當局者は強硬にマカオ放棄を求め、そのたびにマカオ政廳が巨額の賄賂を贈ることが續いた<sup>(69)</sup>。

1667年末、マカオに對する遷界令適用が解除された<sup>(70)</sup>。これに謝意を表すため、1670年、ポルトガル國王 (Rei de Portugal) の使節が北京へ派遣された<sup>(71)</sup>。ポルトガル (Reino de Portugal) からは1678年、再び使節が派遣され<sup>(72)</sup>、これに應じて康熙帝は、マカオの海禁の完全解除を宣言し、同時にマカオと廣州の陸路での取引に關稅をかけることとした。海禁解除後も、マカオはたびたび清朝現地當局から壓迫を受けた。三藩の亂發生時には、1678年12月、マカオは尙之信の軍によって二週間餘り包圍され、銀23000兩餘の上納を強いられた<sup>(73)</sup>。1683年、鄭氏臺灣が清朝によって接收され、海關が沿海各省に設置されると、マカオにも1684年、粵海關澳門總口が置かれ、マカオにおける取引の管理を華商同様にを行うこととなった<sup>(74)</sup>。マカオ當局は、海關總口設置による清朝の管理強化に反對したが<sup>(75)</sup>、撤回はされなかった。

## (2) 對西洋諸國政策上のマカオの位置付け

17世紀末までには清朝から見たマカオの國際關係上の位置はほぼ固まり、廣東へ來航する西洋人に對する窓口となった。マカオは、それ自體で東南アジアとインド、中國を結ぶ交易の結節点であったが<sup>(76)</sup>、その貿易取引額は、中國側からすればそれほど重大なものではなかった。むしろ重要であったのは、西洋人の出入り、すなわちカトリック宣教師 (Catholic Missionary) と廣東で取引を行う西洋商人の取り扱いへの關與であった。

## 1. 宣教師の管理

マカオが17世紀を通じてイエズス會 (Societas Iesu) の東アジアにおける活動の據点であったことはよく知られている<sup>(77)</sup>。マカオにカトリックの中國布教を意圖する人々が多数存在することは、清朝も認識していたが、マカオ歸順に当たり、それを問題にはしなかった。

清朝領域内におけるカトリック宣教が問題視されるのは、1693年の「典禮問題」以降のことである。周知のとおり、先祖や孔子崇拜を禁止するローマ教皇廳 (Curia Romana) の方針に反發した康熙帝はカトリック宣教を禁止した<sup>(78)</sup>。しかし、その後もマカオあるいはマニラから清朝領内に入ったカトリック宣教師たちは各地で宣教を行い、一定の成果をあげていた<sup>(79)</sup>。そのために、しばしばカトリック教會摘發事件が発生する<sup>(80)</sup>。

摘發されたカトリック宣教師は乾隆十二年福安教案のように一部が處刑されることもあったが<sup>(81)</sup>、ほとんどの場合、マカオに送られ、マカオ當局に彼ら宣教師を本國へ送還するよう要請が行われた<sup>(82)</sup>。また、宣教を専門とする組織 (「唐人廟」) がマカオ内部および周邊で宣教活動を行っていることを清朝は問題視することもあったが<sup>(83)</sup>、教會を撤去することは無かった。西洋人の内地宣教に對し死罪を適用することが正式に定められたのは1811年であったが、マカオ内部における宣教活動はその處罰対象に含まれていない<sup>(84)</sup>。マカオは、「内地」ではない特殊な空間とされていたのである。

## 2. 廣州における貿易とマカオ

マカオは、同時に廣州での交易を希望する西洋商人の據点ともなっていた。西洋商人の取引が廣州に限定される1755年以前から、廣州は西洋商人の對中交易の中心地であった<sup>(85)</sup>。海外から廣州を訪れようとする西洋商人はマカオ近海でナビゲーターを雇い、マカオへ入港した。ここで清朝官憲の検査を受け、そのうえで珠江を遡航した。貨物は、珠江中州の黃埔に揚陸され、交易自體は廣州城外十三行<sup>(86)</sup>において行われたが、廣州へのアクセス (access) において、マカオは否應なく經過すべき地點であった。また清朝は、廣州における長期滞在を許さなかったが、マカオにおいては、特に制限を設けなかった<sup>(87)</sup>。さらにマカオ内部における行政權のほとんどを、マカオ政廳に行使させていた<sup>(88)</sup>。このことも、清朝はマカオを事實上、清朝領域の外部としていた事を示している。

このような領域内の外部であるマカオの存在は、いかにして正當化されていたのだろうか。マカオ内部においては、明末以來、海賊對策に協力した報償としてマカオの領有が認可されたという言説があった<sup>(89)</sup>。しかし、清朝側ではそのような言説は全く共有されておらず、明代からポルトガル人がマカオに居住し<sup>(90)</sup>、彼らとの交易で生活している廣東の民衆も多数存在しているため、これを驅逐するのは忍びないという論理で、マカオにおける西洋人の存在を正當化していた<sup>(91)</sup>。この論理には、「マカ

オへの居住を許した明朝の方式は誤っていた」と附言されていたことも指摘しておく必要がある。マカオは廣東における宣教師の扱いや西洋系商人との交易に不可欠な要素でありながら、その「本来あってはならない」マカオの存在を許したのは前代の明朝であり、現在の清朝には何ら責任はないという論理で、その存在が正當化されていたのである。

### 3. 拡大する英國 (Great Britain) の貿易シェア (share)

中國の對ヨーロッパ貿易は遷界令解除以降、増加傾向にあったことはよく知られている。中でも、英國の對中貿易シェア (東インド會社 East India Company・地方商人含む) は英國の茶條例改正以降 (1773)、急激に拡大し、18世紀末までに廣東への輸入額の65%、廣東からの輸出額の95%を占めていた<sup>(92)</sup>。しかし、このことは、必ずしもイギリスや、あるいはそれ以外の國の中國沿海での影響力を拡大することにはならなかった。宮中のイエズス會宣教師という北京の清朝中樞へのチャネル (diplomatic channel) を持つマカオに對し<sup>(93)</sup>、英國は北京へのチャネルを確保できなかった。英人は清朝中樞に對して、何らかの要求がある場合、行商を通じて粵海關監督・兩廣總督に連絡し、さらにそこから北京へ通達する必要があったが、実際には不可能であった。そのため、マカートニー (George Macartney)、アマースト (Jeffery Amherst) などが派遣されたのであるが、成果はなかった<sup>(94)</sup>。西洋諸國の影響力は、清初のオランダとマカオを除き、19世紀初頭に至るまでほとんど存在しなかったと言える。

1802年および1808年、マカオ占領を目的とする英軍が珠江河口附近に現れ、1808年9月には、実際にマカオに上陸するという事件があった。この時も、嘉慶帝の退去勸告が廣州へ届くと、英國側はすぐに退去を決定しており、清朝が英國を國際關係上の脅威と見るような契機とはならなかった。このため清朝中樞の國際關係の觀點からいえば、特に問題の生じていない西洋諸國との交渉は、優先順位の低い事項であった。ただし、對西洋貿易は廣東當局者にとっては地域の安全保障と經濟の安定に関わる極めて重大な事項であった。この中央と地方での優先順位の格差は、對西洋政策を兩廣總督以下廣東の地方當局者の管理下に置き、對西洋政策の詳細を北京の清朝中樞に報告しないという構造を成立させることになった<sup>(95)</sup>。

英國の對中貿易のシェアと貿易額の拡大に伴い、英國側にはある程度の不満はあったが、清朝への軍事力行使と東アジアにおける影響力拡大について実際に議論されるのは、周知のとおり、1833年に英東インド會社の對中貿易特權が取り消され、本國外務省が直接對應するようになって以降のことである<sup>(96)</sup>。舊明領をめぐる國際關係は、英國の對中政策轉換まで、大きく變化する契機をもたなかったのである。

## おわりに

本稿で概観した、清代の舊明領國際關係の展開は以下のようなものとなろう。清朝は、舊明領を接收するに当たり、臺灣を接收したことを除けば、明末の國際環境をそのまま維持・安定させようとしていた。辮髮など清朝の服制を朝貢國に強制することもなく、むしろ辮髮を、内外を分かつ指標として利用した。この基調はその後も繼續され、武力介入を行った場合でも、境界の再設定に言及することはなかった。清朝は實際の行動を國內、なかんずく舊明領に向けて、「天朝體制」の論理に合致するように説明できさえすれば、いかなる態度をとることも可能であったが、清朝は、舊明領接收時の國際環境維持を基調とすることを選擇していたのである。

西洋諸國への對應も、舊明領接收時のものをそのまま利用し、三藩の亂終結後に貿易制限を解除したほかは、マカオや廣東における交易の維持など、明末以來の構造を維持し、その後も現状の追認と非介入を基調としていたと言える。このような基調が維持できたのは、ひとえに、舊明領をめぐる國際環境が、ジュンガルと對峙する西北と異なり、安定したものであり、その維持こそが清朝の利益となっていたからであろう。

清朝の東南に向けた態度は、概して微溫的であったとしばしば指摘されてきた。それは、本稿での検討を踏まえるならば、舊明朝の影響力を排除した後は、そこに安全保障上の重要性・利害が存在しなかったからにはほかならない。明朝は、中期以降、滅亡の直前まで銀の大量供給と交易の急激な擴大に伴う國際經濟・國際政治における大變動に翻弄された。これに對し、舊明領を接收した清朝は、その時の國際環境を保存することで、明朝の苦闘の果實を享受していたのである。

### 注

- (1) 濱下武志『朝貢システムと近代アジア (Tributary Systems and Modern Asia)』(岩波書店、1997年)。
- (2) 岡本隆司「『朝貢』と『互市』と海關」(『史林』90-5、2007年)。
- (3) 岩井茂樹「明代中國の禮制覇權主義と東アジアの秩序」(『東洋文化』85、2005年)。
- (4) 廖敏淑「清代の通商秩序と互市：清初から兩次アヘン戦争へ」(岡本隆司・川島眞編『中國近代外交の胎動』東京大學出版會、2009年)。
- (5) 具體的には岡本隆司『近代中國と海關』(名古屋大學出版會、1999年)、pp. 43-77参照。
- (6) Fairbank, J. K. and Teng Ssu-yu, "On the tributary system", *Ch'ing Administration: three studies*, Cambridge, Mass, 1960, p. 107.
- (7) 『大清世宗憲實錄』卷86、雍正七年九月癸未條。
- (8) 杉山清彦「大清帝國史研究の現在」(『東洋文化研究』10、2008年) 参照。
- (9) 『大清世祖章皇帝實錄』順治四年五月丁丑條。
- (10) 李雲泉『朝貢制度史論：中國古代對外關係體制研究』(新華出版社、2004年)、pp. 73-74、Fairbank, J. K. and Teng Ssu-yu, "On the tributary system", pp.123-124, 165-169、

- 『明實錄』、『清實錄』、『清會典（康熙）』卷72、73、『清會典（嘉慶）』卷32から作成。
- (11) 眞榮平房昭「近世琉球の對中國外交」（『地方史研究』35-5、1985年）。
  - (12) 紙屋敦之『琉球と日本・中國』（山川出版社、2003年）、pp. 29-31。
  - (13) 渡邊美季「清に對する琉日關係の隱蔽と漂着問題」（『史學雜誌』114-11、2005年）。
  - (14) 大澤一雄「黎朝中期の明・清との關係（1524-1682）」（山本達郎編『ベトナム中國關係史：曲氏の擡頭から清佛戰爭まで』、山川出版社、1975年）、pp. 365-366
  - (15) 孫宏年『清代中越宗藩關係研究』（黑龍江教育出版社、2006年）、pp. 4-7。
  - (16) 孫宏年前掲書、pp. 7-12。
  - (17) 大澤前掲論文、pp. 382-383。
  - (18) 孫宏年前掲書、pp. 12-16。
  - (19) Sarasin Viraphol, *Tribute and profit: Sino - Siamese trade, 1652-1853*, Cambridge, Mass.: Council on East Asian Studies, Harvard University, 1977, pp. 28-34.
  - (20) 『大清聖祖仁皇帝實錄』卷27、康熙七年十一月丁酉條。卷38、康熙十一年三月戊申條。
  - (21) 『大清聖祖仁皇帝實錄』卷42、康熙十二年四月丁巳條。
  - (22) 林田芳雄「一七世紀初頭の澎湖を巡る明蘭の攻防」（『蘭領臺灣史』、汲古書院、2010年）。
  - (23) 林田芳雄「臺灣鄭氏政權の成立過程」（『鄭氏臺灣史』、汲古書院、2003年）。
  - (24) 林田芳雄「鄭經時代の臺灣と清國」（『鄭氏臺灣史』、汲古書院、2003年）。
  - (25) 『臺灣外記』（『臺灣文獻叢刊』60）卷6、p. 267。
  - (26) 『康熙臺灣統一史料選輯』（福建人民出版社、1983年）、pp. 300-301、福建總督姚啓聖題本、康熙二十二年八月十七日。
  - (27) 茂木俊夫・岡本隆司「中華帝國の近代的再編：在外華人保護論の臺頭をめぐる」（前掲『中國近代外交の胎動』所収）。
  - (28) 『康熙臺灣統一史料選輯』、pp. 308-311、福建水師提督施琅題本、康熙二十二年十二月二十二日。
  - (29) 林田芳雄「鄭氏政權の終焉と清國の臺灣領有」（『鄭氏臺灣史』所収）参照。
  - (30) 『大清會典（康熙）』卷72、禮部33、主客清吏司。
  - (31) 『大清世祖章皇帝實錄』卷40、順治四年二月癸未條。
  - (32) 『大清聖祖仁皇帝實錄』卷109、康熙二十二年五月癸亥條。
  - (33) 『鄭氏史料三編』（臺灣文獻叢刊175）卷一、p.90。
  - (34) 1637年の朝鮮への武力行使以來、管見の限り清朝内部において朝鮮への辮髮強制は議論されてない。一方、ヌルハチ（Nurhaci）期以來、東北部の漢人が清朝へ歸順する際には、「辮髮」が同時に行われている。『大清太祖高皇帝實錄』卷7、天命五年三月壬戌條。
  - (35) 豊岡康史「清代中期の海賊問題と對安南政策」（『史學雜誌』115-4、2006年）。
  - (36) 『大清宣宗成皇帝實錄』卷230、道光十三年正月庚寅條。
  - (37) 岡本前掲書、p.75-77。
  - (38) 岩井茂樹「清代の互市と“沈黙外交”」（夫馬進編『中國東アジア外交交流史の研究』、京都大學學術出版會、2007年）。
  - (39) 柳澤明「康熙五六年の南洋海禁の背景：清朝における中國世界と非中國世界の問題に寄せて」（『史觀』140、1999年）。
  - (40) 岩井茂樹「清代中期の國際交易と海防：信牌問題と南洋海禁案から」（井上徹編『海域交流と政治權力の對應』（東アジア海域叢書2）汲古書院、2011年）。
  - (41) 岩井前掲「清代の互市と“沈黙外交”」参照。
  - (42) 『史料旬刊』第22期、pp. 803-805。

- (43) 當時の暹羅における政治變動については増田えりか「トンブリー Thon Buri 朝の成立」(『岩波講座東南アジア史 4』岩波書店、2001年) 参照。
- (44) 『乾隆清朝上諭檔』(廣西師範大學出版社、1998年) 第 5 冊、p.461、乾隆三十三年八月十九日。
- (45) 『大清高宗純皇帝實錄』卷1031、乾隆四十二年四月乙卯條。『乾隆朝上諭檔』第8冊、pp. 4-5、乾隆四十年九月初十日、第9冊、pp. 272-273、乾隆四十三年八月十八日、第10冊、pp. 603-604、乾隆四十六年七月二十日。『宮中檔乾隆朝奏摺』第36輯、pp. 272-273、兩廣總督李侍堯、乾隆三十九年八月初六日、第39輯、pp. 278-280、兩廣總督楊景素、乾隆四十二年七月初四日、第42輯、pp. 410-411、兩廣總督楊景素、乾隆四十三年三月十八日、第48輯、pp. 457-459、兩廣總督巴延三・廣東巡撫李湖、乾隆四十六年八月十二日。
- (46) 『乾隆朝上諭檔』第11冊、pp. 345-346、乾隆四十七年九月初七日。
- (47) 『大清高宗純皇帝實錄』卷281、乾隆十一年十二月是月條、卷448、乾隆十八年十月庚寅條。松浦章「中國・蘇祿間の通交關係」(『清代海外貿易史の研究』、朋友書店、2002年)、三王昌代「清代中期におけるスルー(蘇祿)と中國のあいだの文書往來」(『東洋學報』91-1、2009年)。
- (48) 莊吉發『清高宗十全武功研究』(國立故宮博物院、1982年)、pp. 269-276。
- (49) 莊吉發前掲書、pp. 277-326。ビルマ側の動向については岩城高廣「コンバウン朝の成立」(『岩波講座東南アジア史 4』岩波書店、2001年)、鈴木中正「清・ビルマ關係：戰爭と和平 1766-1790」(『東南アジア：歴史と文化』10、1981年) 参照。
- (50) 『乾隆朝上諭檔』第 5 冊、p. 71、乾隆三十二年三月初一日。
- (51) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第68輯、p. 755、兩廣總督孫士毅、乾隆五十三年七月初八日。
- (52) 西山黨反亂への武力介入については、莊吉發前掲書、pp. 331-415および鈴木中正「黎朝後期の清との關係(1682-1804年)」(山本達郎編『ベトナム中國關係史』)、pp. 405-492参照。
- (53) 綿貫哲郎「安南黎氏佐領編設始末考」(『史潮』64、2008年)。
- (54) 明清中國が設定する「禮」からの逸脱を理由にした朝鮮・ベトナムへの制裁については夫馬進「明清中國の對朝鮮外交における「禮」と「問罪」」(前掲『中國東アジア外交交流史の研究』所収)、「明清中國による對朝鮮外交の鏡としての對ベトナム外交：冊封問題と“問罪の師”を中心に」(紀平英作編『グローバル(Global)化時代の人文學(下)：對話と寛容の知を求めて』京都大學學術出版會、2007年) 参照。
- (55) 『宮中檔雍正朝奏摺』第 9 冊、pp. 58-61、兩廣總督孔毓珣、雍正五年九月二十六日。
- (56) 鈴木前掲論文参照。『大清世宗憲皇帝實錄』卷65、雍正六年正月己卯條。
- (57) 豊岡前掲論文参照。
- (58) 岩井前掲論文、p. 390、注(67)。ただし、いつから「天朝」意識が存在していたかは明らかではない。
- (59) 吉田金一『近代露清關係史』(近藤出版社、1974年)、pp. 176-183。
- (60) 道光以降、清朝は「中國」を自稱とする場合が増えるが、それ以前は清朝の對外的な自稱は「天朝」であり、「中國」は「天朝」が統治する空間を意味していた。川島眞「天朝から中國へ：清末外交文書にみられる「中國」の使用例」(『中國 社會と文化』12、1997年)。
- (61) 清朝の武力の稱揚については、Joanna Waley-Cohen, *The culture of war in China: empire and the military under the Qing dynasty*, London : I.B. Tauris, 2006参照。
- (62) たとえば『大義覺迷錄』には清朝の武力を稱揚する文言はない。
- (63) 中砂明德「荷蘭國の朝貢」(前掲『中國東アジア外交交流史の研究』所収)。
- (64) 黃一農「南明永曆朝廷與天主教」(『中梵外交關係史國際學術研討會論文集』、臺北：輔仁

- 大學歷史學系、2003年)。Robert Chabrié, *Michel Boym, jésuite polonais et la fin des Ming en Chine (1646-1662): contribution à l'histoire des missions d'Extrême-Orient*, Paris: P. Bossuet, 1933, pp. 81-89.
- (65) 吳志良他編『澳門編年史』(廣東人民出版社、2009年) pp. 531-2. 王夫之『永曆實錄』卷25、「龐天壽傳」。Albert Chan, “A European Document on the Fall of the Ming Dyansty : 1644-1649”, *Monumenta Serica*, No.35 (1981-83), pp. 75-109.
- (66) 吳志良他編『澳門編年史』、p. 538.
- (67) 吳志良他編『澳門編年史』p. 542、衛匡國 (Martin Martini)、何高濟譯「韃靼戰記」(『中國新史』大象出版社、2004年)、pp. 235-236.
- (68) 吳志良他編『澳門編年史』p.544、『中葡關係檔案史料彙編』(中國檔案出版社、2000年) 上冊、pp. 1-2.
- (69) John E. Wills, *Embassies and Illusions; Dutch and Portuguese Envoys to K'ang-hsi, 1666-1687*, Cambridge, Mass.: Council on East Asian Studies, Harvard University, 1984, pp. 86-89.
- (70) 吳志良他編『澳門編年史』pp. 610-612. 『大清聖祖仁皇帝實錄』卷24、康熙六年十一月戊午條。『臺灣外記』卷6、康熙七年六月條。
- (71) John E. Wills, *Embassies and Illusions*, pp. 101-103.
- (72) 『大清聖祖仁皇帝實錄』卷76、康熙十七年八月庚午條。John E. Wills, *Embassies and Illusions*, pp. 130-138.
- (73) John E. Wills, *Embassies and Illusions*, pp. 141-142. 1680年9月、尙之信が弾劾を受け、自死を賜ると、その年の10月には23000兩相當の銀器がマカオへ返還されている。
- (74) 『大清聖祖仁皇帝實錄』卷116、康熙二十三年九月丁丑條。廖前揭論文、p. 30.
- (75) 吳志良他編『澳門編年史』p.672.
- (76) George B. Souza, *The Survival of Empire: Portuguese trade and society in China and the South China Sea, 1630-1754*, Cambridge: Cambridge University Press, 1986.
- (77) 岡美穂子『商人と宣教師：南蠻貿易の世界』(東京大學出版會、2010年)。
- (78) 『清中前期西洋天主教在華活動檔案』(中華書局、2003年)、pp. 47-49.
- (79) 崔維孝『明清之國西班牙方濟會在華傳教研究』(中華書局、2006年)、pp. 467-478.
- (80) カトリック宣教師摘發については、吳旻・韓琦編『歐洲所藏雍正乾隆清朝天主教文獻彙編』(上海人民出版社、2008年) 參照。
- (81) 『大清高宗純皇帝實錄』卷271、乾隆十一年七月庚戌條。卷462、乾隆十九年閏四月甲寅條。吳旻・韓琦編『歐洲所藏雍正乾隆清朝天主教文獻彙編』pp. 149-155.
- (82) 『清中前期西洋天主教在華活動檔案』 pp. 247-24.
- (83) 『大清高宗純皇帝實錄』卷1219、乾隆四十九年十一月辛未條。『嘉慶道光兩朝上諭檔』(廣西師範大學出版社、2000年) 第10冊、pp. 701-702、嘉慶十年十一月十二日。『澳門紀略』卷上、官守篇、pp. 32,34-36.
- (84) 『清中前期西洋天主教在華活動檔案』 pp. 922-923.
- (85) 岡本前掲書、p.14. Paul A. Van Dyke, *The Canton Trade: Life and Enterprise on the China Coast, 1700-1845*, Hong Kong: Hong kong University Press, 2005, p. 16.
- (86) 趙春晨・陳享冬「論清代廣州十三行商館區的興起」(『清史研究』2011年第3期)。
- (87) Van Dyke, *The Canton Trade*, pp. 35-76. 『雍正朝漢文諭旨彙編』第二冊、pp. 148,162.
- (88) A.M. Martins do Vale, *Os Portugueses em Macau (1750 - 1800): Degredados, ignorantes e ambiciosos ou fiéis vassalos d'El'rei?*, Lisbon: Institute Português do

- Oriente,1997, pp. 1-32. セサル・ニュネス (Cesar Guillen-Nunez) 著、西山宗雄・泉田英雄譯『マカオの歩み』, 京都: 學藝出版社, 1993, pp. 71-77.
- (89) José Ignacio Andrade, *Memoria dos feitos macaenses contra os piratas da China e da entrada violenta dos ingleses nacidade de Macão*, 2<sup>a</sup> ed., Lisboa: Dias, 1835, p. 17. 戴裔煊『關於澳門歷史上所謂趕走海盜問題』(澳門星光出版社、1987年)。
- (90) 多くは嘉靖初頭以來、ポルトガル人が居住しているとする。『澳門紀略』上卷、官守編。
- (91) 『宮中檔嘉慶朝奏摺』第21輯、p. 33、兩廣總督吳熊光、嘉慶十三年九月初三日。
- (92) Pritchard, E. H. “The struggle for control of the China trade during the eighteenth century’, *Pacific Historical Review*, vol 3, 1934, pp. 280-295.
- (93) 『明清時期澳門問題檔案文獻匯編』(全6冊、中國第一歷史檔案館・澳門基金會・暨南大學古籍研究所合編、人民出版社、1999年) No. 403.
- (94) マカートニー、坂野正高譯注『中國訪問使節日記』(平凡社東洋文庫、1975年)、あるいは游博清・黃一農「天朝與遠人：小斯當東與鴉片戰爭前的中英關係 (1793-1840)」(『中央研究院近代史研究所集刊』第69期、2010年) 參照。
- (95) 豊岡康史「イギリス軍マカオ上陸事件(1808年)に見る清代中期の對外政策決定過程」(『東洋學報』90-3、2008年)。
- (96) Greenberg, Michael, *British Trade and the Opening of China, 1800 - 42*, Cambridge: Cambridge University Press, 1951, pp. 191-195.

※本稿は平成23年度文科省科研費補助金特別研究員奨励費による研究成果の一部である。

Postdoctoral Research Fellow of the Japan Society for the Promotion of Science  
(特別行政法人日本學術振興會特別研究員 PD)

# Ch'ing diplomatic policy in respect to the old Ming tributaries (1644-1840)

by

Yasufumi Toyooka

Since the latter half of the 1990s, academic works on the wide differences between the commerce-controlling systems of the Ming and Ch'ing dynasties have questioned the validity of the tributary system theory of the Ming and Ch'ing periods. Describing the Ch'ing as a simple successor to the Ming is difficult nowadays. This article re-examines the Ch'ing diplomatic keynote for the surrounding countries of the old Ming dynasty.

The Ch'ing inherited the Ming territory and the ceremonious Ming protocol of tributary relations with the surrounding tributaries. The underlying tone of the Ch'ing central government's diplomatic policy was to maintain the international situation that prevailed during and after the late Ming period. After the surrender of the Zheng family in Taiwan, no diplomatic problem required the Ch'ing to intervene abroad. The exception was the dispatch of troops to Burma and Annam by the Ch'ing local authorities in the 18th century; however, the Ch'ing central government essentially restrained the military intervention of these local authorities in the surrounding countries.

The Ch'ing non-interventionist diplomatic policy in respect to its southeastern neighbours was based on the stability of the international situation during the late Ming period. Borders between the Ming territory and surrounding countries were internationally recognised since the late Ming period, and maintenance of the international situation of the late Ming period was the best security measure for the Ch'ing southeastern periphery. It was necessary to secure the safety of the old Ming territory for the Ch'ing because they faced a fierce rivalry from the Dzungar on their northwestern boundary.

In conclusion, the Confucian words such as 'tribute' (朝貢) and 'Middle Kingdom' (中國) that had formerly illustrated the historical international relations of China with its surrounding countries are irrelevant while explaining Ch'ing diplomatic policies before the two opium wars.